

天塩町建設工事等競争入札参加者の指名基準に関する要領

平成 29 年 3 月 29 日

告示第 46 号

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、天塩町契約規則第 20 条の規定に基づく町の契約に係る競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

**第 2 条** この要領の規定は、次に掲げる契約について適用する。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事という。）
- (2) 建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等（以下「建設工事に係る委託業務」という。）
- (3) 道路維持除雪の提供  
(競争入札の参加資格の審査時期)

**第 3 条** 前条各号に掲げる契約案件に係る競争入札の参加資格の審査は 2 年に一度行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、同項の規定による資格審査を実施しない時期において、資格審査を行うことができる。

(業種・工種)

**第 4 条** 町長は、資格審査を受けようとするもの対し、希望する業種及び工種について申請させるものとする。なお、建設工事の入札を執行する業種は、別表第 1 に掲げるものとする。

(資格審査及び等級区分の格付け)

**第 5 条** 町長は、競争入札参加者の等級について、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定に基づき経営事項審査を行い、別表第 2 に掲げる等級に格付けを行うものとする。ただし、建設工事に係る委託業務については、関係法令等に基づき登録を受けたものとする。

(名簿への登載)

**第 6 条** 町長は、前条の規定により審査を行い、申請者が競争入札の参加資格を有すると決定したときは、その商号又は名称その他必要な事項を、名簿に登載するものとする。

(登録の有効期間)

**第 7 条** 前条の規定による資格審査の有効期間は、第 2 条各号に掲げる契約案件に係る資格審査については、前条の規定による決定をした日の属する年度の翌 2 年度とする。

- 2 第 3 条第 2 項の規定による資格審査の登録の有効期間は、町長が定める日から第 1 項で定めた登録期間の満了する日までとする。

(参加資格者の資格の承継)

**第8条** 参加資格者の資格の承継は、次の各号の一に該当する者に限り承継することができる。この場合において、町長は、速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人事業者により設立され、その営業の譲渡を受けた法人であって、当該個人事業者が現にその取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任している法人
- (3) 参加資格者である法人の取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任していたものであって、当該法人の解散に伴いその事業の譲渡を受けて個人事業者となった者
- (4) 参加資格者である法人を吸収合併した法人又は参加資格者である法人を当事者とした新設合併により設立された法人
- (5) 参加資格者である法人から事業の全部譲渡を受けた法人
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

2 第3条から第6条の規定は、参加資格者の登録の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、町長は、当該申請しようとする者に、事業（営業）の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(参加資格者の登録業種・工種の承継)

**第9条** 参加資格者である法人の名簿に登録されている業種及び工種は、会社分割又は一部の事業譲渡を行った場合に限り承継させることができる。この場合において、町長は速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。

2 第3条から第6条の規定は、参加資格者の名簿に登録されている業種及び工種の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、町長は、当該申請しようとする者に、事業（営業）の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月30日から施行する。
- 2 天塩町における建設工事一般（指名）競争入札参加基準内規（平成29年3月24日決裁）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

業務分類表（工事）

コード	略号	工事種別	コード	略号	工事種別	コード	略号	工事種別
010	土	土木一式工事	110	鋼	鋼構造物工事	210	絶	熱絶縁工事
020	建	建築一式工事	120	筋	鉄筋工事	220	通	電気通信工事
030	大	大工工事	130	ほ	ほ装工事	230	園	造園工事
040	左	左官工事	140	しゅ	しゅんせつ工事	240	井	さく井工事
050	と	とび・大工・コンクリート工事	150	板	板金工事	250	具	建具工事
060	石	石工事	160	ガ	ガラス工事	260	水	水道施設工事
070	屋	屋根工事	170	塗	塗装工事	270	消	消防施設工事
080	電	電気工事	180	防	防水工事	280	清	清掃施設工事
090	管	管工事	190	内	内装仕上工事			
100	タ	タイル・れんが・ブロック工事	200	機	機械器具設置工事			

別表第2（第5条関係）

建設工事請負業者の級別格付け基準

工種等	等級	総合数値	適用
土木一式工事	A	880点以上	工事設計額が50,000千円以上の一般工事及び20,000千円以上の特殊構造物
	B	790点以上 879点以下	工事設計額が10,000千円以上50,000千円未満の一般工事及び10,000千円以上20,000千円未満の特殊構造物
	C	789点以下	工事設計額が10,000千円未満の一般工事及び10,000千円未満の特殊構造物
建築一式工事	土木一式工事に準ずる。ただし、町内業者については、その都度協議する。		
橋梁上部工事	該当業者別にその都度協議する。		
鋼構造物工事			
舗装工事			
電気工事			
消防施設工事			
管工事			
その他の工事			
共同企業体	その都度協議のうえ決定する。		
少額工事	近くに現場を有する業者があれば、ランクに関係なくその業者も対象とする。		
緊急を要する工事			
見積合せによる工事			
国庫等補助事業	Bランク以上の業者を選定することができる。		

備考

- 1 特殊構造物とは、橋梁下部工、函渠工及び共同溝など、コンクリート構造物及び特殊工法を使用する工事をいう。
- 2 上記A、B、Cランクについては、年間の工事量によってその都度、変更することができる。
- 3 本表は、平成29年度及び平成30年度に施行する建設工事に係る入札に適用する。

別表第3（第8条・第9条関係）

承継の申請に必要な書類

提出書類		要領第8条						要領第9条
		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	
1	参加資格者合併等 (合併・事業(営業)譲渡・ 会社分割)届	○	○	○	○	○	○	○
2	履歴事項全部 証明書(写)	○ 法人の場合	○	○ ※消滅会社 等のもの	○ ※1	○		○ ※1
3	契約書(写)				○ 合併契約書	○ 譲渡契約書又は 譲渡承諾書 ※2		○ 分割契約書又は 新設分割計画書 又は譲渡契約書 又は譲渡承諾書 ※2
4	公正取引委員会へ の届出受理書(写) ※3				○	○		○
5	建設業許可通知書 (写) ※工事の場合のみ必要				○	○ ※4		○
6	経営事項審査結果 の通知書(写) ※工事の場合のみ必要				○	○	○	○

- ※1 消滅会社等の閉鎖全部証明書も必要。分割の場合は、分割会社の履歴事項全部証明書も必要。  
(いずれも参加資格者でない場合は不要)
- ※2 譲渡を承認する株主総会議事録の写しも必要。
- ※3 届出が必要な場合のみ。例えば、国内売上高の合計が、200億円と50億円を超える会社同士の合併の場合など。
- ※4 譲渡会社の建設業変更(廃業)届の写しも必要。

